

○八幡市福祉医療費支給条例施行規則

平成26年4月1日規則第9号

改正

令和3年11月5日規則第27号

令和4年6月29日規則第19号

令和6年3月28日規則第11号

八幡市福祉医療費支給条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、八幡市福祉医療費支給条例（平成26年八幡市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（規則で定める法令）

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める医療保険各法とは、次に掲げるものとする。

- （1）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- （2）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （3）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （4）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （5）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （6）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（受給期間）

第4条 受給資格者が福祉医療費の支給を受けることができる期間は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める期間とする。

- （1）条例第3条第1項第1号及び第3号に該当する者 受給資格の認定を受けた日から、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
- （2）条例第3条第1項第2号に該当する者 受給資格の認定を受けた日から、その者の児童が満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
- （3）条例第3条第1項第4号から第7号までに該当する者 受給資格の認定を受けた日から、当該資格を喪失した日の前日まで

（所得の期間）

第5条 条例第3条第2項に規定する前年の所得は、1月から7月までの間に支給する福祉医療費については、前々年の所得をもってその所得とする。

（受給者証の交付申請）

第6条 条例第5条の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）医療保険各法の被保険者証又は組合員証（以下「保険証」という。）
- （2）他市町村から転入してきた者にあつては世帯全員の所得を明らかにする当該市町村発行の証明書
- （3）条例第3条第1項第4号に該当する者にあつては身体障害者手帳
- （4）条例第3条第1項第5号に該当する者にあつては療育手帳
- （5）条例第3条第1項第6号及び第7号に該当する者にあつては精神障害者保健福祉手帳
- （6）その他市長が必要と認める書類

（受給者証の有効期間等）

第7条 受給者証の有効期間は、1年以内で市長が別に定める期間とする。

（受給者証の更新）

第8条 市長は、受給者証の有効期間が終了する場合において、公簿等による調査及び審査の結果、受給資格者が引き続き受給資格を有すると認めるときは、当該受給者証を更新するものとする。

2 前項の場合において、受給資格を有すると認められないときは、非該当通知書により通知する。

（受給者証の再交付）

第9条 受給資格者は、受給者証を破損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、再交付申請書により再交付の申請をすることができる。

2 受給者証を破損し、又は汚損した者は、当該受給者証を前項の規定による申請の際に返還しなければならない。

3 受給者証を紛失した者は、再交付を受けた後に紛失した受給者証を発見したときは、直ちに当該受給者証を市長に返還しなければならない。

（変更の届出）

第10条 受給資格者は、条例第5条の申請書の記載事項に変更のあったときは、異動届に受給者証及び保険証を添えて、市長に届け出なければならない。

（喪失の届出）

第11条 受給資格者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する届出義務者は、喪失届を市長に提出しなければならない。

- 2 受給資格者は、自己又は自己と同一の世帯に属する者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による医療扶助を受けることとなったときは、医療扶助が開始された日から14日以内に市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、条例第9条の規定にもかかわらず、喪失届が提出されない場合において、公簿等により受給資格がないと確認できるときは、受給資格の認定を取り消すことができる。
- (第三者行為による被害の届出等)

第12条 受給資格者は、福祉医療費の支給原因である病気又は負傷が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、被害状況並びに当該第三者の氏名及び住所を直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 受給資格者が第三者の行為によって生じた病気又は負傷に係る福祉医療費の支給を受けたときは、市長は、当該福祉医療費を返還させることができる。
- (添付書類等の省略)

第13条 市長は、この規則による申請書等に添付すべき書類について、公簿等によって確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、福祉医療費の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月5日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年6月29日規則第19号)

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日規則第11号)

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

---